

京都市訓令甲第 31 号

庁 中 一 般

区 役 所

市 立 大 学

事 業 所

京都市広報広聴事務取扱規程の一部を次のように改正する。

平成 21 年 3 月 31 日

京都市長 門 川 大 作

別表京都市事務分掌条例第 1 条に規定する局の項を次のように改める。

京都市事務分掌 条例第 1 条に規 定する局	局の庶務を担当す る部長又は室長	局の庶務を担当す る課長	局の庶務を担当す る係長
------------------------------	---------------------	-----------------	-----------------

附 則

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(総合企画局市長公室広報課)